○驛路並樹事略

諸國官道の往還筋に樹木を植うる事は、いと上代より朝廷の定めなり。延喜雜式に、凡諸國驛路邊植菓樹。令往還人得休息。若無水處量便掘井。と見ゑ、左右京職式にも、凡道路邊樹當司當家栽之。とありて、今の御政務にも道路の並木は土地の人民自己に植うる御規則なりとぞ。按ずるに、道路の道脇に樹木を植ゑしめられし濫觴は、類聚三代格卷七に載せられし天平寶字三年六月廿二日の太政官符に、畿內七道諸國驛路兩邊遍種菓樹事。右東大寺普照法師奏狀偁。道路百姓來去不絕。樹在其傍。足息疲乏。夏則就蔭避熱。飢則摘子噉之。伏願城外道路兩邊栽種菓子樹木者。奉勅依奏。とあり。水鏡にも、天平寶字三年六月二日路のほとりにくだ物の木を植うべきよしおほせ下されき。此のことは東大寺の普照法師と申す人の申おこなひ侍りしとあり。此の外扶桑略記にも、此の事を載せたれど、六月二日官符曰とあるは非なり。元亨釋書に二年の事とす。おもふに、諸國驛路の並樹は天平寶字三年に初りしかど、京都の街路などには夫れよりさき既に植ゑしめられけん。萬葉集三卷門部王詠東市之樹作歌に、

ひんがしの市の殖木のこだるまで
　あはずひさしみうべ戀にけり

又二卷に載せたる作歌にも、

橘の蔭ふむ道のやちまたに
　ものをぞおもふ妹にあはずて

さて道路に植ゑしめられし樹木も、後には頑民共伐り損じける事などありしと見ゑて、弘仁十三年四月廿一日の太政官符に、大和國解偁。道邊之木夏垂蔭爲休息處。秋結實民得食焉。而或頑民徒致伐損。去來之輩並失便。望請特加禁制。莫令更然者。依請。とありて、彼の東大寺普照法師が獻言せし趣旨をば御採用ありて、爾後諸國司もその趣旨を墨守して植ゑ繼がしめたりしかど、後鳥羽天皇の御世文治元年十一月鎌倉の賴朝の奏言に依つて、諸國に守護地頭を置かしめられ、國司の權を奪ひ、國司赴任の事も絕えたりしゆゑ、往古の規則ども悉く一變して、彼の道路の並木などもいつしか廢絕せしと聞ゆ。されど鎌倉北條泰時の執權せし頃、往還道脇の並樹をば再興して、柳樹を植ゑしめたりけん。仁治三年の東關紀行に、古武藏の前司道のたよりの輩に仰せて植置かれたる柳も、いまだ蔭とたのむまではなけれども、かつ〴〵まづ道のしるべとなれるもあはれなり。かの前司ももろこしの召公の跡を追うて、人をはぐゝみ物を憐むあまり、道のほとりの往還の蔭までも思ひよりて、植ゑおかれたる柳なれば、これを見ん輩皆かの召公を忍びけん。國の民のごとくにおしみそだてゝ、行末のかげとたのまんこと、その本意はさだめてたがはじとこそおぼゆれ。

植ゑをきしぬしなき跡の柳はら
　猶そのかげを人やたのまん

またそれより後は、足利高氏、後醍醐天皇の親政に叛き、政權を執りて天下を擅になし、殊に五畿七道の諸國戰爭をことゝなしけるにより、道路の並木など植ゑ繼ぐべきやうもなく、其の事絕えたりしなるべし。然るに織田信長公、數百年以來の亂國をば一統せられ、正親町天皇の內勅を蒙りて、百事復古の擧ありし際、官道往還筋の事までおぼしつきたりけん。信長記卷八に、天正三年正月五日信長公、篠岡右衛門尉・坂井文助・高野藤藏・山口太郎兵衛尉を召して、正・二兩月は絕えて農桑の時に非ず。其の暇を以て四人奉行して、海道筋廣さ三間半、在々の大道三間、道の多く曲りたる所をば見計ひ、直につけ、石を除き、牛馬の蹄勞せざるやうにして、道の兩邊に松・柳を植うべしと命ぜらる。とあり。されば今の世に至るまで、諸國の官道に松・柳を植うるもの、これ織田信長の復古せられしゆゑなるべし。